

令和7年度書籍「宇佐海軍航空隊の歴史(仮称)」編集・出版業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

太平洋戦争終戦から80周年の節目の年を迎えるにあたり、宇佐市がこれまで進めてきた宇佐海軍航空隊に係る調査成果をまとめ、広く周知・普及することを目的として書籍「宇佐海軍航空隊の歴史(仮称)」を刊行する。「令和7年度書籍「宇佐海軍航空隊の歴史(仮称)」編集・出版業務委託」の発注にあたって、公募型プロポーザル方式により書籍の編集・出版業務に関する事業提案を広く求め、最も適切な技術、経験及び実績を持つ事業者を選定するために、必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務名 令和7年度書籍「宇佐海軍航空隊の歴史(仮称)」編集・出版業務委託
- (2) 業務内容 別紙「令和7年度書籍「宇佐海軍航空隊の歴史(仮称)」編集・出版業務委託要求事項書(以下、「要求事項書」)のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年3月23日(月)まで
- (4) 提案上限額 金3,460,000円(消費税及び地方消費税額を除く)

3 委託業者選定方法

本実施要領に記載する「企画提案書」等を求め、提案者の経験及び実施の能力、提案価格および提案内容を総合的に審査・評価し、本市に最も適した業者を選定する。

4 資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 契約締結までの間に、本市又は他の地方公共団体等より指名停止又は指名除外等の措置を受けていない者又は受けることが明らかでない者であること。
- (3) 法人格を有し、本業務に関する委託契約を本市との間で直接締結できる民間事業者、団体であること。
- (4) 本業務を的確に遂行する能力と体制を有し、かつ業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (5) 過去10年間(令和7年3月31日時点)に同種業務または類似業務を受託し、官公庁に納品した実績(下請負人として受託した実績は除く。)を有する者であること。
- (6) 契約候補者の決定の日以前6か月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (7) 会社法(平成17年法律第86号)第475条もしくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされたものであっても更生計画の認可が決定された者又は再生計

- 画の認可の決定が確定された者を除く。)であること。
 (8) プロポーザルに参加する業者は単体企業であること。

5 参加手続き等

(1) 参加申し込み

(ア) 提出期限 **令和7年7月28日(月)午後5時必着**

(イ) 提出方法 電子メール、郵送または持参

※但し電子メールによって提出する場合、後日郵送又は持参にて原本を提出すること。

(ウ) 提出書類一覧

	提出書類の名称	様式番号	用紙規格	提出部数
①	参加表明書	1	A4縦	1部
②	会社概要等整理表	2	A4縦	1部
③	登記事項証明書(写し可)*3ヵ月以内に発行されたもの	—	A4縦	1部
④	印鑑証明書(写し可)*3ヵ月以内に発行されたもの	—	A4縦	1部
⑤	使用印鑑届(支店等に委任する場合又は実印以外を使用する場合に限る)	3	A4縦	1部
⑥	支店等委任状(支店等に契約等に関する権限を委任する場合に限る)	4	A4縦	1部
⑦	納税証明書(法人税、消費税及び地方消費税)(写し可)*3ヵ月以内に発行されたもの	—	—	1部
⑧	暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書	5	A4縦	1部
⑨	業務実績整理表	6	A4縦	1部
⑩	業務実績整理表(様式第6号)に記載する官公庁又は公的機関からの受託実績を証明できる書類(契約書の写し等)	—	A4縦	1部

※宇佐市の競争入札参加資格者名簿に登録されている事業者は③～⑨の提出を省略することができる。

(エ) 提出場所

宇佐市教育委員会 社会教育課文化財係

〒879-0492

大分県宇佐市大字上田1030番地の1

TEL:0978-27-8199

FAX:0978-27-8232

E-mail bunkazai07@city.usa.lg.jp

(2) 資格要件の確認

参加表明書を受理した場合、申込者の資格要件を確認し、確認結果を令和7年7月29日(火)までに申込者へ電子メールにて通知する。なお、参加表明書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、その旨及び理由を書面により通知する。

資格要件が満たなかった通知を受けた者は、通知の翌日から起算して3日以内に書面により、本市に対して説明を求めることができる。説明を求められた場合においては、2日以内に書面により回答する。

(3) 企画提案書等の作成及び提出

企画提案書(様式第8号)、実施体制図(任意様式)、工程表(任意様式)、本業務に対する企画提案資料(任意様式)、提案価格書(様式第9号)(以下、「企画提案書等」という。)は、別途定める「令和7年度書籍「宇佐海軍航空隊の歴史(仮称)」編集・出版業務委託企画提案書等作成要領」に基づいて作成し提出すること。

(ア) 提出期限 **令和7年8月5日(火) 午後5時まで**

(イ) 提出場所 「(1)エ 提出場所」と同じ

(ウ) 提出方法 電子メール、郵送または持参

※但し電子メールによって提出する場合、後日郵送又は持参にて原本を提出すること。

6 質問及び回答

本実施要領等に不明な点等がある場合は、下記の方法で質問すること。

(1) 質問期限 令和7年7月22日(火)午後5時まで

(2) 質問方法

件名に【令和7年度書籍「宇佐海軍航空隊の歴史(仮称)」編集・出版業務委託に関する質問】と記入し、下記のメールアドレスへメールにて質問書(様式第7号)により質問すること。なお、審査に関する質問には応じない。

(3) E-mail bunkazai07@city.usa.lg.jp

(4) 回答日 令和7年7月24日(木)までに回答する。

(5) 回答方法 上記の回答日までに電子メールにて回答する。

なお、質問事項及び回答は市ホームページにて公表する。

7 事業者の選定方法等

(1) 選定方法

事業者の選定は、「令和7年度書籍「宇佐海軍航空隊の歴史(仮称)」編集・出版業務委託業者選定審査委員会」(以下、「選定審査委員会」という。))が行う。

選定審査委員会は、「令和7年度書籍「宇佐海軍航空隊の歴史(仮称)」編集・出版業務委託事業者選定基準」(以下、「選定基準」という。))に基づき審査し、受託候補者及び次点者を選定する。

(2) 一次審査(書類審査)

提出書類について選定基準に基づき審査し、二次審査の参加者を5者程度選定する。その結果は電子メールにて通知する。なお、参加者が5者以内の場合、一次審査は実施しないこととする。

(3) 二次審査(プレゼンテーション)

参加者によるプレゼンテーションを実施し、その内容及び提出された企画提案書等の内容について、選定基準に基づき審査する。プレゼンテーションは企画提案書に基づいて行うこととし、プロジェクター等を用いて説明することも可能とする。必要な機器(PC等)は、参加者において準備すること。プロジェクター及びスクリーンのみ本市が準備する。

また、オンラインでのリモート参加も可能とする。その場合のリモート環境は参加者において準備す

ること。会場のマイク、カメラ等のリモート環境は本市が準備する。

(ア) 日時

令和7年8月8日(金)10時00分～(予定)

参加者には別途詳細を記した通知を選定審査委員会開催の3日前までに電子メールにより通知する。

(イ) 場所

宇佐市役所本館(予定)

(ウ) 時間

1事業者につきプレゼンテーション 35分程度(準備5分内、企画提案15分内、質疑応答10分程度、退室5分内)を目安とする。

(4) 受託候補者の決定

審査の結果を含む最終選考結果は、審査参加者に文書及びメールにて通知する。審査結果に関する異議の申し立ては受け付けない。

8 提案事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提案価格書の金額が、本要領に定める提案上限額を超えている場合
- (4) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) プレゼンテーションに欠席した場合
- (7) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

9 契約の締結

- (1) 審査委員会により選定された受託候補者と、本要領及び要求事項書、企画提案書類をもとに契約内容について協議を行い、契約条件について合意した後に「令和7年度書籍「宇佐海軍航空隊の歴史(仮称)」編集・出版業務委託契約」を締結する。ただし、契約の締結に至らなかった場合は、次点者と交渉を行うものとする。
- (2) 契約の締結に際して、企画提案の内容をそのまま締結することを約束するものではない。
- (3) 契約については、受託候補者との随意契約(地方自治法施行令第167条の2に規定する随意契約をいう。)をする。
- (4) 契約の際、企画提案書に記載され、選定で評価した項目については、契約時の「仕様書」に反映することがある。
- (5) 辞退その他の理由で契約ができない場合は、次点者と契約の交渉を行うものとする。
- (6) 提案のあった内容が履行できない場合、また契約履行期限内に完成できなかった場合は、契約解除等の処分を行うこととなるため、実現可能な内容か十分に吟味した上で企画提案書等の作成をすること。

10 日程

令和7年7月14日(月)募集開始

22日(火)質問締切

24日(木)質問回答

28日(月)参加表明書の受付締切

29日(火)資格要件の確認通知

30日(水)一次審査(書類審査) ※予定(参加者6者以上の場合のみ実施)

31日(木)一次審査結果通知予定 ※一次審査を実施した場合のみ

8月 5日(火)企画提案書等の提出締切

8月 8日(金)二次審査(プレゼンテーション) ※予定

8月18日(月)最終審査結果通知 ※予定

11 その他留意事項

- (1) プロポーザルにかかる経費は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類等に記載された個人情報、本業務の事業者の選定のみを使用し、その他の目的には一切使用しない。
- (4) 提出された企画提案書類は、本市の許可なく公表及び使用してはならない。
- (5) すべての納品物に係る著作権は本市に帰属する。
- (6) 業務上知り得た情報を他に漏らしてはいけない。
- (7) 受託候補者として特定された後に、提案内容を適切に反映した書籍作成のために、業務の具体的な手順について提案を求められることがある。
- (8) その他不明な点については、宇佐市教育委員会社会教育課文化財係に照会すること。
- (9) このプロポーザルは、1社の参加でも成立する。この場合、審査の上適当と認める場合に限り受託候補者とする。

12 問い合わせ先

宇佐市教育委員会 社会教育課 文化財係(担当:桑原)

〒879-0492

大分県宇佐市大字上田1030番地の1

TEL:0978-27-8199

FAX:0978-27-8232

E-mail bunkazai07@city.usa.lg.jp